

業務手順書 一覧

課（事務所・局）名	係名	No.	業務・事務名	担当TEL	備考
選挙管理委員会 事務局	選挙係	1	選挙管理委員会事務局業務	32-1233	R8.2.28見直し
		2	選挙人名簿登録業務	32-1233	R8.2.28見直し
		3	選挙人名簿閲覧業務	32-1233	R8.2.28見直し
		4	在外選挙人名簿登録業務	32-1233	R8.2.28見直し
		5	不在者投票業務	32-1233	R8.2.28見直し

伊東市 業務手順書

部	課等	選挙管理委員会事務局	担当係名	選挙係	シート番号	1	業務・事務名	選挙管理委員会事務局業務	当初作成日	2019/12/20	見直し日	2026/2/28	見直しによる変更	無
業務・事務の目的		選挙管理委員会の運営に係る業務												
内包するリスク		①、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔												
事務・業務フロー		関連部門	当該部門	事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.					
			議案・議事日程・招集告示・招集通知・報道機関用通知の起案	選挙管理委員会での付議事項及び委員会招集に係る各種文書を起案			起案文書							
			決裁	上記起案文書の決裁をもらう。			(委員長決裁) 議案・議事日程・招集告示・招集通知 《事務局長決裁》 報道機関用通知							
		【選挙管理委員会委員】	選挙管理委員会開催通知、告示及び報道機関への通知	委員長から委員3人に委員会開催通知、議案及び議事日程を発送する。併せて、委員会招集の告示及び報道機関への通知送付を行う。		伊東市選挙管理委員会規程第7条、第8条			㉔					
			選挙管理委員会資料作成	委員会提出資料の作成 (計8部)			委員会資料	必要に応じて作成						
		【選挙管理委員会委員】	選挙管理委員会開催	選挙管理委員会の開催		伊東市選挙管理委員会会議規則第1条、第2条及び第12条								
			議案審議	選挙管理委員会で議案審議		伊東市選挙管理委員会会議規則第1条から第7条、第12条								
			議事録の調製	選挙管理委員会議事録の作成・委員長及び委員2人の署名		伊東市選挙管理委員会会議規則第8条	選挙管理委員会議事録							
			事務執行・告示	議決された事項に関する事務執行・告示		伊東市選挙管理委員会規程第26条	告示番号簿							
補足														
変更点														

伊東市 業務手順書

部	課等	選挙管理委員会事務局	担当係名	選挙係	当初作成日	2019/12/20	見直し日	2026/2/28	見直しによる変更	無
業務・事務の目的	選挙人名簿の定時・各種選挙時における登録業務									
内包するリスク	①、③⑧、③⑨、④①、④②、④③、④④、④⑤、④⑨									

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.
【静岡県選挙管理委員会】	通知	選挙人名簿登録者数報告 依頼通知受理		県選挙管理委員会からの通知収受		・県選管通知	
		選挙人名簿登録要件表・手順書 作成		登録要件表及び手順書の作成		・登録要件表 ・名簿調製処理作業 ・手順書	
		選挙人名簿調製作業		システムでの調製			④②
		選挙管理委員会資料作成		委員会提出資料の作成（計8部）		・選挙人名簿登録者数一覧表 ・登録者、抹消者リスト	④⑤
【選挙管理委員会委員】	出席	選挙管理委員会開催		登録議案、抹消議案、直接請求議案の説明	地方自治法第189条	・選挙管理委員会議案	
【静岡県選挙管理委員会】	報告	県選挙管理委員会へ報告		選挙人名簿登録者数報告 在外選挙人名簿登録者数報告	公職選挙法施行令第22条	・選挙人名簿登録者数報告	④① ④⑨
		選挙人名簿登録者数の1/50・1/6・1/3 の数の告示		選挙管理委員会議決事項の告示	地方自治法第74・75・76・80・81・86条	・告示文	
		ホームページ更新		伊東市HP上に公開している選挙人名簿登録者数の更新		《事務局長決裁》 ・選挙人名簿登録者数・登録者数の推移のホームページ掲載について	
【新有権者】	送付	新有権者へのお知らせ送付		18歳を迎え、初めて選挙人名簿へ登録された有権者（新有権者）に対して啓発冊子等の送付		・新有権者へのお知らせ	

補足

変更点

伊東市 業務手順書

部	課等	選挙管理委員会事務局	担当係名	選挙係	シート番号	3	業務・事務名	選挙人名簿閲覧業務	当初作成日	2019/12/20	見直し日	2026/2/28	見直しによる変更	無
業務・事務の目的		選挙人名簿の閲覧申出の受付業務												
内包するリスク		①、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔												
事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.							
<p>関連部門</p> <p>【閲覧申出者】</p> <p>申出</p> <p>選挙人名簿閲覧 申出書受付</p> <p>内容審査・確認</p> <p>通知</p> <p>【閲覧申出者】</p> <p>閲覧日時等の通知</p> <p>選挙人名簿閲覧</p> <p>閲覧内容の報告</p>	<p>当該部門</p> <p>選挙人名簿閲覧 申出書受付</p> <p>内容審査・確認</p> <p>閲覧日時等の通知</p> <p>閲覧内容の報告</p>	<p>閲覧申出書の受付、閲覧希望日時 の確認・予約</p> <p>閲覧者の資格審査、閲覧目的等 の審査</p> <p>閲覧の許可・不許可の通知</p> <p>閲覧申出書に基づいて閲覧 閲覧終了後、閲覧書式の写しを 受領</p>	<p>閲覧申出書の受付、閲覧希望日時 の確認・予約 ↓ 閲覧の許可・不許可の連絡</p> <p>1～3日</p>	<p>公職選挙法第28条 の2・3 伊東市選挙人名簿 抄本及び在外選挙 人名簿抄本の閲覧 に関する事務処理 要綱第2条</p> <p>伊東市選挙人名簿 抄本及び在外選挙 人名簿抄本の閲覧 に関する事務処理 要綱第3条</p> <p>伊東市選挙人名簿 抄本及び在外選挙 人名簿抄本の閲覧 に関する事務処理 要綱第3条</p> <p>伊東市選挙人名簿 抄本及び在外選挙 人名簿抄本の閲覧 に関する事務処理 要綱第5・6条</p>	<p>・選挙人名簿抄本 閲覧申出書</p> <p>・閲覧した書式の コピー</p>	<p>電話その他の方法 により申出者に通知</p>	<p>㉓</p>							
補足														
変更点														

伊東市 業務手順書

当初作成日 2019/12/20 見直し日 2026/2/28 見直しによる変更 無

部	課等	選挙管理委員会事務局	担当係名	選挙係	シート番号	4	業務・事務名	在外選挙人名簿登録業務
業務・事務の目的		在外選挙人名簿の登録業務						
内包するリスク		①、⑳、㉓、㉔、㉕、㉖						

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
【在外選挙人名簿登録申請者】							
	申請書提出						
【在外公館】	送付	在外選挙人名簿登録申請書受付	登録申請書の受付	公職選挙法第30条の5 公職選挙法施行令第23条の3	・在外選挙人名簿登録申請書		
【申請者本籍地市区町村】	照会	本籍地へ登録資格照会	重複登録等の確認のため、本籍地へ登録資格の照会	公職選挙法施行令第23条の5			㉔
	回答	登録資格回答受理		公職選挙法施行令第23条の5	・登録資格回答書		
【選挙管理委員会委員】	出席	選挙管理委員会開催	在外選挙人名簿登録議案の議決		・選挙管理委員会議案		
		在外選挙人名簿登録	在外選挙人名簿への追加 在外選挙人名簿事務処理簿への記載	公職選挙法第30条の6	・在外選挙人名簿 ・在外選挙人名簿事務処理簿		
		在外選挙人証のデータ作成	在外公館で印刷する在外選挙人証の記載事項のデータ作成	公職選挙法第30条の6	・在外選挙人証データ		
【申請者本籍地市区町村】	通知	在外選挙人名簿登録通知	本籍地へ登録通知を送付 在外公館へ在外選挙人証のデータを送付し、在外公館で台紙へ印刷し在外選挙人証を作成。その後本人へ在外選挙人証を送付	住民基本台帳法第17条の2 公職選挙法第30条の6	・在外選挙人名簿登録通知		㉕
【在外公館】	通知・選挙人証のデータ						
	選挙人証						
【在外選挙人名簿登録申請者】							

補足

変更点

伊東市 業務手順書

部	課等	選挙管理委員会事務局	担当係名	選挙係	シート番号	5	業務・事務名	不在者投票事務	当初作成日	2021/2/1	見直し日	2026/2/28	見直しによる変更	無
業務・事務の目的		不在者投票業務												
内包するリスク		①、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔												

関連部門	当事務フロー	当事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	「決裁区分等」 成果物・記録類	備考	リスク No.
	<p>宣誓書兼請求書送付又は マイナポータルから申請</p> <p>【請求者】 → 宣誓書兼請求書の審査</p>	記載内容及び選挙人名簿に登録があることの確認		公職選挙法施行令第50条第1項、第52条	・宣誓書兼請求書		
	<p>【請求者】 ← 郵送</p> <p>投票用紙等の作成</p>	投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の作成	宣誓書兼請求書の受領 (ダウンロード) 投票用紙等の郵送 1日	公職選挙法施行令第53条第1項、第2項	・投票用紙 ・投票用封筒 ・不在者投票証明書		㉔
	<p>不在者投票</p> <p>滞在先選管の指定する 不在者投票所</p>	投票用紙の記載、投票用封筒への封入及び署名をし、不在者投票管理者(選管委員長)へ提出		公職選挙法施行令第56条第1項、第3項	・投票用紙を封入した投票用封筒 ・開封済みの不在者投票証明書		
	<p>送致(郵送等)</p> <p>投票用紙等の受理・調書の作成</p>	投票年月日及び場所の記載、立会人の署名、不在者投票管理者の記名		公職選挙法施行令第60条第1項			
	<p>送致</p> <p>【各投票所の投票管理者】</p>	システムによる受付処理をした後、不在者投票に関する調書を作成する。		公職選挙法施行令第61条第1項	・不在者投票に関する調書		
		投票日当日の投票所閉鎖時間までに、投票用封筒、不在者投票証明書及び不在者投票に関する調書を送致		公職選挙法施行令第60条第2項、第61条第2項			
		投票の受理・不受理の判断、投票用封筒の開封等を行った後、投票用紙を投票箱へ投入		公職選挙法施行令第63条第1項～第4項			

補足	
----	--

変更点	
-----	--